

令和7年3月 西之表市農業委員会定例総会 議事録

1. 開催日時 令和7年3月27日（火） 9時00分開会

2. 開催場所 西之表市民会館 3階 301会議室

3. 出席委員 13名

職名	議席番号	氏名	職名	議席番号	氏名
会長	4番	脇田 峰生	委員	7番	入鹿山 君徳
職務代理者	11番	中村 裕臣	委員	8番	窪田 良二
委員	1番	河本 アツミ	委員	9番	鮫島 貞人
委員	2番	鮫島 繁樹	委員	10番	深田 広文
委員	3番	日高 仙三	委員	12番	日笠山 昭代
委員	5番	中村 逸夫	委員	13番	欠席
委員	6番	山下 正	委員	14番	名越 直樹

4. 欠席委員 1名 13番 古田 新一

5. 議事日程

- 第 1 議事録署名委員の指名
- 第 2 報告第3号 合意解約等について
- 第 3 議案第13号 農地法第3条の規定による許可について
- 第 4 議案第14号 農地法第5条の規定による許可について
- 第 5 議案第15号 非農地証明について
- 第 6 議案第16号 農用地利用集積等促進計画策定に係る意見について
- 第 7 議案第17号 令和7年度標準農作業料金表について
- 第 8 議案第18号 令和7年度最適化活動の目標設定について

○事務局

皆さん、おはようございます。

本日は、古田委員、G推進委員、O推進委員から欠席の連絡を受けています。

それでは定刻・定足数に達していますので、これから令和7年3月西之表市農業委員会定例総会を開会します。

なお、会議中は、携帯電話は電源をオフにするかマナーモードに設定をお願いします。また、退席する時は、議長の許可をもらってから退席してください。

それでは、開会にあたり、会長にご挨拶いただき、その後、議事進行をお願いします。

○会長

改めまして、皆さんおはようございます。

令和7年3月西之表市農業委員会定例総会の開催につきまして、案内しましたところ、お忙しい中、委員、推進委員の皆様には出席いただきましてありがとうございます。

さて、いよいよ令和6年度も今日入れて5日となりました。委員の皆様には農業委員会という組織の一員として、農地法等に基づく業務と農地利用の最適化活動にがんばっていただいています。農地を守るために農業委員会の役割は大変重要です。皆さんの協力をいただきながら、がんばっていかれると思います。

また、この2、3日、日中の温度が上がりまして、寒暖差の激しいところですが、農家にとりましては田植えやしろあけ、バレイショの収穫で非常に忙しい時期です。

また、胃腸炎がはやっているようですので、体調管理には十分注意をしていただければと思います。

簡単ではございますが、開会の挨拶とします。

本日は、議事運営がスムーズにいきますように皆様のご協力をよろしくをお願いします。

○議長

それでは本日の会議を開催します。

日程は、配付しています議事日程のとおりです。

まず日程第1、西之表市農業委員会会議規程第10条に規定する議事録署名委員の指名を行います。8番 窪田委員、9番 鮫島貞人委員を指名します。

続きまして、日程第2、報告第3号議「合意解約等について」です。事務局、報告をお願いします。

○事務局

日程第2、報告第3号「合意解約等について」について報告します。資料は1ページです。

今月の合意解約は1番から4番の4件で、台帳現況地目田1筆、1,044平米、台帳現況地目畑7筆、13,115平米、合計14,159平米の合意解約がありました。

以上で説明を終わります。

○議長

続きまして、日程第3、議案第13号「農地法第3条の規定による許可について」を議題とします。議案説明を求めます。

○事務局

日程第3、議案第13号「農地法第3条の規定による許可について」を説明します。資料は2ページです。

今月の申請は2件ありましたが、3月21日に2番の所有権移転について申請人から申請の取り下げがありましたので、今月は所有権移転1件の申請となりました。

1番です。榕城校区平田地区です。台帳現況地目畑の1筆で現況面積804平米を贈与により所有権移転するものです。

以上で説明を終わります。

○議長

ただ今、事務局から説明がありました。

続きまして、担当委員から報告をお願いします。整理番号1について、12番委員をお願いします。

○12番委員

12番です。議案第13号、整理番号1について報告します。

3月24日、担当委員、担当推進委員、譲受人の妻立会いのもと現地調査を行いました。

譲受人は榕城校区平田地区在住の兼業農家です。

譲渡人と譲受人は兄弟みたいです。

申請地は以前から譲受人が耕作し管理をしていましたが、昨年体調を崩したことから、今後の管理について譲渡人と相談し、今回の申請となりました。

申請地は、譲受人の体調が回復するまでは妻が荒らさないように野菜等を作るということでした。

譲渡人に電話で確認したところ「もともと譲受人が耕作していたので間違いない」ということでしたので、許可相当と考えます。

以上です。

○議長

ただ今、担当委員から報告がありました。

この件につきまして、皆さんから何か質疑等ありましたら挙手でお願いします。

○H推進委員

譲渡人と譲受人の耕作面積がどちらも同じですけど。

○事務局

すみません、譲渡人につきましては、住所が鹿児島市内ですので、耕作面積0平米になりますので修正をお願いします。

○議長

よろしいでしょうか。

他にありませんか。

(挙手なし)

○議長

無いようですので質疑を終了し、議案第13号「農地法第3条の規定による許可に

ついて」の採決を行います。許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、本案は許可することに決定しました。

続きまして、日程第4議案第14号「農地法第5条の規定による許可について」を議題とします。議案説明を求めます。

○事務局

日程第4、議題14号「農地法第5条の規定による許可について」の説明をします。資料は3ページです。

1番です。下西校区溼泊地区です。台帳現況地目畑の1筆で、面積963平米のうち、400平米を一時転用するものです。

申請理由は敷地内のNTTドコモの基地局新設工事に伴う仮設用地として利用するためです。期間は、令和7年4月1日から令和7年7月31日までです。

農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等であることから、第2種農地の「その他の農地」に該当すると判断されます。

周辺は、宅地、畑、道路があるものの、被害防除計画書及び被害防除誓約書も提出され、雨水等排水は道路側溝に放流可能であることから、転用による周囲の被害はないと思われま

す。資金調達については、残高証明書によって確認が取れており、転用を行う資金力があると認められることから、転用は確実に行われると思われま

す。2番目です。申請地は下西校区川迎地区です。台帳現況地目畑の2筆で、合計131平米を転用するものです。

申請理由は、申請地に隣接している整備工場を譲受人が経営していて、工場が手狭となったため、工場の増設と駐車場を確保するためです。

農地区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地で、第3種農地の「都市計画用途地域内農地」に該当すると判断されます。

周辺は、住宅、事業所等があり被害防除計画書及び被害防除誓約書も提出され、雨水等排水は市道の側溝に放流することから、転用による周囲への被害はないと思われま

す。資金調達については、残高証明書によって確認が取れていて、転用を行う資金力があると認められることから、転用は確実に行われると思われま

す。3番です。申請地は、榕城校区上之原町地区です。台帳現況地目畑の1筆で、面積161平米を転用するものです。

申請理由は、譲受人が申請地の隣に居住していて、申請地に家庭用倉庫を設置したためです。

農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等であることから、第2種農地のその他の農地に該当すると判断さ

れます。

周辺は、住宅、畑があるものの、被害防除計画書及び被害防除誓約書も提出され、雨水等排水は市道の側溝に放流することから、転用による周囲への被害はないと思われれます。

資金調達については、残高証明書によって確認が取れていて、転用を行う資金力があると認められることから、転用は確実に行われると思われれます。

以上で説明を終わります。

○議長

ただ今、事務局から説明がありました。

この件につきましては10日に合同現地調査が行われていますので、調査委員長の報告をお願いします。

○14番委員

14番です。「農地法第5条の規定による許可について」の合同現地調査の報告をします。

3月10日、私と2番委員、事務局から2名、各地区担当委員、推進委員、立会人の立会いのもと、合同現地調査を行いました。

1番の報告をします。

場所は溼泊でかつては畑だったところが、だんだん住宅に変わっていつているのであろうと思われる一角の畑です。現在、耕作はしておらず、一面雑草が生えていました。

今回の申請は、NTT基地局新設工事に伴い、工事事務所、作業者の駐車場、資材置き場として一時転用で利用したいとのことでした。

原状回復のことも考慮して、砕石を使わず、敷鉄板を使用し、畑に負担をかけないとのこと、許可相当と全員の意見の一致を見たところでした。

2番です。

場所は川迎農協スタンド前の国道を渡って少し奥に入った自動車整備工場裏に隣接した畑になります。

畑は斜面で三段畑となっており、斜面上部より高木が畑を覆いかぶさるように茂っており、現在、芭蕉とサザンカがポツポツと生えています。20年以上耕作しておらず、畑の出入りも、隣接する住宅等で困難な状況になっていました。申請地を利用し、工場の増設、駐車場の確保をしたいとのこと。周りには農地もなく、転用しても問題ないことから許可相当と全員の意見の一致を見たところでした。

3番の報告をします。

場所は上之原町の住宅と住宅に挟まれた幅4メートル、長さ25メートルほどの縦長の畑で、耕作はしておらず、住宅に挟まれた畑というより、路地のように見えました。現在、別世帯の住宅が2棟建っていますが、住宅が建つ前は、今回申請の畑も含め1枚の畑だったようで、平成29年9月に住宅が建った後、結果として分筆後の残地となってしまったようです。地主さん、隣接する住宅の住人、申請者との話し合いがあり、今回の申請になったようです。

転用しても問題ないことから許可相当と全員の意見の一致を見たところでした。

以上、審議をよろしくをお願いします。

○議長

ただ今、調査委員長から詳しく報告がありました。
この件につきまして、担当委員からの補足説明がありましたらお願いします。
まず、整理番号1番、2番について、11番委員をお願いします。

○11番委員

11番です。ただ今調査委員長が丁寧に報告してくれたとおり、許可相当だと思います。以上です。

○議長

続きまして、整理番号3です。ここは私の担当ですので報告します。

○4番委員

今、調査委員長が報告されたとおりです。

○議長

ただ今、担当委員から報告がありました。この件につきまして皆さんから質疑等ありましたら挙手をお願いします。

(挙手なし)

○議長

無いようですので質疑を終了し、議案第14号「農地法第5条の規定による許可について」の採決を行います。

原案の通り許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、本案は許可することに決定しました。

続きまして、日程第5、議案第15号「非農地証明について」を議題とします。議案説明を求めます。

○事務局

議案第15号「非農地証明について」を説明します。資料は4ページです。

1番です。榕城校区中野地区です。

台帳地目は畑ですが、平成10年以上前から耕作せず、現在は山林となっています。

交付基準1(イ)に基づく申請です。

以上で説明を終わります。

○議長

ただ今、事務局から説明がありました。この件につきましても、10日に合同現地調査行われていますので、調査委員長の報告をお願いします。

○14番委員

14番です。「非農地証明について」の合同現地調査について報告します。

3月10日、私と2番委員、事務局から2名、担当委員、担当推進委員、立会人の立会いのもと、現地調査を行いました。

場所は榕城校区中野地区にある畑ですが、平成10年以前から耕作しておらず、現状では、高さ3mほどの竹が一面びっしり生えていて、畑の出入口もわからない状況でした。申請人も農業に従事しておらず、また、島外に住んでいるため、今回の申請

に至っています。

畑の現状と申請人の現在の状況から見ても、交付基準1（イ）に該当し、今後、農地としての使用は無理だろうと、許可相当で全員の意見の一致を見ました。

以上、皆様の審議をよろしく申し上げます。

○議長

ただ今、調査委員長から報告がありました。

この件につきまして、担当委員は、調査委員長なので担当委員の報告は省略します。

この件につきまして、皆さんから何か質疑等がありましたら、挙手でお願いします。

（挙手なし）

○議長

無いですので質疑を終了し、これから議案第15号「非農地証明について」の採決を行います。

原案の通り承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、本案は承認することに決定しました。

続きまして、日程第6、議案第16号「農用地利用集積等促進計画策定に係る意見について」を議題とします。議案説明を求めます。

○事務局

日程第6、議案第16号「農用地利用集積等促進計画策定に係る意見について」を説明します。

まず、所有者から鹿児島県地域振興公社への利用権設定を説明します。資料は5ページです。

1段目です。期間が令和7年5月1日から令和12年4月30日までの5年間、地目畑、面積26,242平米、利用権を設定する者5人、受ける者1人です。

2段目です。期間が令和7年5月1日から令和17年4月30日までの10年間、地目田、面積6,614平米、地目畑、面積37,433平米、合計44,047平米で、利用権設定をする者10人、受ける者1人です。

内訳については6ページを、詳細については7ページから23ページをご覧ください。

続きまして、鹿児島県地域振興公社から耕作者への利用権設定を説明します。資料は24ページです。

1段目です。期間が令和7年5月1日から令和12年4月30日までの5年間、地目畑、面積26,242平米、利用権を設定する者1人、受ける者6人です。

2段目です。期間が令和7年5月1日から令和17年4月30日までの10年間、地目田、面積6,614平米、地目畑、面積37,433平米、合計44,047平米、利用権の設定をする者1人、受ける者10人です。

内訳については25ページ詳細については26ページから41ページをご覧ください。以上で説明を終わります。

○議長

ただ今、事務局から説明がありました。

この件について皆さんから何か質疑等ありましたら挙手でお願いします。

(挙手なし)

○議長

無いですので質疑を終了し、議案第16号「農用地利用集積等促進計画策定に係る意見について」の採決を行います。

原案の通り承認することに賛成の委員の挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

続きまして、日程第7、議案第17号「令和7年度標準農作業料金表について」を議題とします。議案説明を求めます。

○事務局

日程第7、議案第17号「令和7年度標準農作業料金表について」を説明します。資料は42ページから43ページです。

令和7年2月25日に農業委員会の小委員会及び関係機関と協議を行いました。

令和6年度と変更された箇所について説明します。

42ページ1番上「一般農作業 労賃」です。1時間あたり953円とし、1日8時間の7,624円としています。

続きまして「さとうきび」です。収穫の「トップ除去済み」を市農業振興公社の作業料金に合わせて4,400円から4,950円に設定しています。

次に「さつまいも・馬鈴薯」です。「掘り取り」を市農業振興公社の作業料金に合わせて2,200円から2,750円に変更しています。「掘り取り+よせ」については、市農業振興公社では作業料金の設定がなく、市農業委員会独自の設定となっていますので、「よせ」の作業料金を差額から算出した550円を「掘り取り」作業に加算し、2,750円から3,300円に設定しています。

43ページです。

「水稻」です。委員から意見があり、畦塗り作業料金を新たに設定しています。作業料金については、ホイルトラクターの中型基盤整備未整備地区の作業料金と同程度と見込み同額の1時間当たり5,830円と設定しています。

中段あたり「牧草」です。集草作業についても新たに設定しています。農家から声があったため今回提案したところです。作業料金については、反転作業と同額の10アール当たり1,100円と設定しています。

1番下段です。「ホイルトラクター(プラウ・ロータリー耕)」です。大型50馬力以上整備地区でのプラウ耕の作業料金を市農業振興公社の作業料金に合わせて4,950円から4,860円に設定しています。

次に農地標準賃借料について説明します。

委員より農地標準賃借料を下げても良いのではないかという意見があり、賃借料を500円下げています。田・畑ともに、基盤整備地区(優良農地)を10,000円から9,500円に、基盤整備未整備地区(普通農地)を9,000円から8,500

0円に設定しています。

他のものについては、変更ありません。説明を終わります。

○議長

ただ今、事務局から変更になった所の説明がありました。

この件につきまして、皆さんから質疑等ありましたら挙手でお願いします。

○H推進委員

すみません、イモの掘り取りでコンベア式の掘り取り機での作業だと思うのですが、手で作業する人もいるわけですが、同じ料金でいいのですか。

○議長

ただ「掘り取る」だけの料金は入ってなかったですね。「掘り取る」だけなら当然料金は安くてもいいのではないかという意見がありました。どうでしょうか。どのぐらいの料金が適正なのかというところですが。

○10番委員

安納芋に傷がついたらいけないというのは、頼む人が言っていることで、基本的にはコンベアでやるということでもいいんじゃないですか。「掘り取り」だけでも同じ金額でもいいんじゃないですか。

○議長

「掘り取り」だけでも同じ金額ということによろしいですか。

特別にしてくれと頼むわけだから、多分納得いくと思います。「掘り取る」だけでも同額の金額によろしいですね。

他にありませんか。

○7番委員

田んぼの畦塗りについてです。

1時間当たりでどれぐらいの距離できるのですか。

○議長

時速に換算したときに、時速500メートルぐらいです。それ以上の速さでやったらかなり仕上がりが悪くなります。

実際は1メートル当たりの金額は決まっていますが、田んぼの条件によって塗りやすかったり、田んぼが狭すぎたりという場合にメートルでは計算がやりにくいというのもあります。

金額と作業が合わない場合がでてきますので、それならトラクターでロータリー作業をする料金でどうですかということです。これは申し合わせで、作業をしてもらう方もする方も一番納得するのではないかというところで、この金額を出しています。

よろしいでしょうか。

(挙手なし)

○議長

無いようですので質疑を終了し、議案第17号「令和7年度標準農作業料金表について」の採決を行います。原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長

ありがとうございました。

全会一致で賛成したので、本案は原案の通り承認することに決定しました。

○7番委員

この農作業料金表は、一般の方への周知はどうするんですか。

○事務局

これは農業委員会だより、市政の窓のお知らせ版、西之表市のホームページに掲載する予定です。

電話がありまして、水稻関係がもう作業が始まっているので時期を早めようかと思ったところです。

○10番委員

どの作物でも同じことが生じるので、年度で区切っていいんじゃないですか。

○議長

それでは、これまで同様4月1日からということをお願いします。

続きまして、日程第8、第18号「令和7年度 最適化活動の目標設定について」を議題とします。

議案説明をお願いします。

○事務局

議案第18号「令和7年度最適化活動の目標設定について」の説明をします。資料は44ページから46ページです。

令和4年度から毎年度、最適化活動の成果目標を目標と活動目標を設定し、その実施及び目標達成状況を点検評価し、その結果を公表するとともに、県知事に報告することになっています。

1番目の成果目標の設定です。まず、農業委員会の目標設定です。

①農地の集積に係る目標です。

新規集積面積の目標は、令和7年度は県から西之表市は51.3ヘクタールと示されました。令和4年度末の西之表市の集積は934ヘクタールの集積率30.5%でした。市の基本構想において、令和12年の集積率を70%に設定しています。6年度の目標設定の時点で耕地面積が3,030ヘクタールとなっていますので、70%は2,121ヘクタールです。令和12年は7年後なので7で割って年間170ヘクタールとなります。引き続きこの数字を使い、令和7年度の目標値は、令和6年度の目標値に対して170ヘクタールを加えた1,224.7ヘクタールの集積率40.7%と設定しました。

続きまして、②遊休農地の解消に係る目標です。

アの「既存の遊休農地の解消」については、令和3年度の遊休農地の面積が79ヘクタールなので、これを令和4年度から8年度の5年で解消ということですので、5で割って年間15.8ヘクタールで、6年度と同じ目標としています。

イの「新規発生の遊休農地の解消」は、前年度の利用状況調査で新たに判明した遊休農地の全てを解消して新たな遊休農地を増やさないということで、6年度の遊休農地の新規発生が60.9ヘクタールなので、7年度は61ヘクタールを目標としました。

45ページです。

③新規参入に係る目標で、新規参入者に対する貸付等の同意取得農地面積が令和3年度から令和5年度の権利移動面積の平均の1割以上ということで、権利移動面積の平均が105ヘクタールですので、その1割の10.5ヘクタールを目標としました。

次に推進委員等の担当地区ごとの目標設定です。ここでいう推進委員等とは農業委員と農地適正化推進委員ことです。これは担当地区ごとに集積状況、遊休農地の状況が異なります。大字の面積で振り分けをさせていただきました。委員ごとの一覧を別紙に示していますのでご覧ください。

次に2番の活動目標の設定です。

(1)推進委員等が適正化活動を行う日数で6年度と同様10日を目標としています。

次に(2)の活動強化月間の設定ということで、3回以上設定することになっていて、6年度同様の目標としています。

意向調査、個別訪問、地域計画の地域ごとの話し合いの参加を強化月間の設定としていますので、よろしくお願いします。

あと新規参入相談会の参加ということで、目標は県、市が実施する新規参入相談会に推進委員長が1名以上参加していただくこととなりますが、県が主催の会に会長が指導農業士として参加する事になると思います。よろしくお願いします。

最後に、目標に向けた取り組みについてですが、利用状況調査、意向調査の実施後、地図に意向調査の調査の結果を反映させます。それをもとに遊休農地解消と集積を行っていただく流れとなります。

なお、目標設定をしないと交付金事業の採択がされないことをご理解ください。

以上で説明を終わります。

○議長

以上の厳しいアクションがあつたりしますけれども、ただいまの説明に対して、質疑・意見等はありませんか。

○7番委員

7番です。遊休農地の解消に向けて取り組みと言いますが、今もう荒れているような状況の農地を私達農業委員にどうやって解消しろと言うのでしょうか。

農地ではなくても何か公園とかでもいいのですか。それとも畑として絶対に回復しなさいということですか。

○事務局

皆さんご存知だと思うんですけども、農業委員会では遊休農地再生事業に取り組んでいます。

その事業で荒れてるところを畑として借りたいという場合は10アール当たりで機械を使えば5万円、手作業だと3万円の補助金を交付しています。また、圃場整備地区ですけれども、市農業振興公社に綺麗にしてもらってから耕作者を探すという事業もあわせてしています。それも含めて再生していくこととなります。

特に圃場整備地区の農地については、お金をかけて整備していますので、荒れているのは問題です。ただ、年数が経つてくると耕作者も高齢化で農業をやめたという人も出てきますので、次に耕作する人を探してもらうのが活動とという形になります。

また、再生事業を進めていく上で、農業委員には、申請地が耕作可能であるかどうか

か確認してもらうこととなります。あとは実態を把握する為に、毎年状況調査で皆さんに農地を見て回ってもらっていますので、去年は耕作していたけれども、今年は耕作せず、荒れてきているというところは、早いうちに手を打った方がいいと思います。

作りたいという人を探してもらうことで、遊休農地解消の活動に繋げていただければと思います。

遊休農地の解消活動は、今日お配りした資料に書いていますけれども、遊休農地の所有者と話をして再生事業を使って、農地バンク事業につなげていくことも遊休農地の解消活動の一つになります。

○7番委員

活動自体はわかっています。今完全に荒地になっているのにまた農地に戻すのではなく、多面的機能支払交付金を活用して景観植物を植えたりする農村環境保全活動を農業委員が勧めていいのでしょうか。

耕作する人が全くいないなか、農地に戻すのではなく、地域の活性化の為に景観植物を植えていいよと私達農業委員が言っているものなのか、何もしなければ荒地で残っていくのが明らかなものですから、それで遊休農地が解消されたということになるのですか。

○事務局

遊休農地再生事業の対象外ですが、多面的機能支払交付金の対象ではあります。遊休農地の解消に当たるかというところですが、遊休農地の面積が減少することになりますので、解消に当たると思います。遊休農地の解消が農地に絶対戻さなければならぬということではないと思います。

○12番委員

6年度の利用状況調査で新たに判明した遊休農地が61ヘクタールあります。

これは私達が現地調査をしてAとBに判断した農地ですか。

○事務局

毎年、農業委員に農地を見てもらっていますが、去年耕作していたけれども今年は耕作しておらず、荒れていた農地の面積です。新たに出てきた遊休農地です。

○議長

B判定で非農地判断したことで遊休農地の解消となることもあるのですが、残すべき農地でこれを農地にしても借り手がいない、どうもできないというところは、今、耕作者が減っていく中で、1畝か2畝しかない畑を手を入れて遊休農地を解消してもまたすぐ荒れるということになります。

残すべき、残して後世に伝えていくべき農地とそうでない農地があると思います。

あくまでも農業機械で何とか解消できるのが遊休農地ってあって、それより荒廃が進むと非農地という判断になってきます。

遊休農地が農地ではありませんよとなれば、遊休農地の解消になります。

ただ、できるだけ遊休農地が発生しないように誰か耕作者がいて、がんばってみようかなという人たちに話してもらうのも遊休農地の解消の一つにはなるということだと思います。

今、7番委員が言われたように簡単に解消できないというところもあります。

遊休農地を減らしなさい、発生させるなよというのが国からの要望ですので、これを我々ががんばっていこうということです、その辺のご理解もお願いします。

何か他に皆さんの方から何かありませんか。

○8番委員

すみません、何度も言ってるんですけど、古田地区がやっと今、地籍調査が始まって盛り上がっています。

5年前にやっと調査が始まって、3年後に1年目に調査したところが確定されていくという流れの中で、今、2年分が確定されてきた状況で、そこが古田の中心地です。

そこから外に広がって調査されているので、今後、畑の場所が確定されていきます。同時に確定できない土地がでてきているので、合筆できない状態が起きています。だからそこら辺を配慮していただいて、先を見て、この集積計画とかはもちろんしていくのですが、最終的には、地籍調査で確定してからというところもあります。100%地籍調査が終わっての目標であれば異論はないのですけれど、そういう土地も中にはあるということを入れてほしいなと思います。よろしくお願いします。

○議長

他にありませんか。

○10番委員

遊休農地の解消で言ったところがあるかもですが、自分がやっていることの話を見せてください。

誰も作る人がいない、だけど場所的にはいいなというところについて、地主さんは作ってもらうので、借りる人に対する条件も極端な話、無償で貸してもらったら、畑は荒れないと思います。

地代を少し安くしたり、半額にしたりして、あっせんをすることも一つの手段だと思えます。今まで何件かそういう斡旋もしたこともあります。

それで農地を再生するには、いろんな事業を活用した上で、例えば地代は半額とか無償とかで、作ってもらうことも一つの解消になるのではないかと思います。農業委員自らが標準農作業料金もあるのに、それを無視した形でやるのもどうなのかと思うところもありますが、それも一つの解消の方法ではないかと思います。

そうしないと作る人が出てこないのが現状です。今まで1万円という条件で出しているのは5,000円とか3,000円とか、地代を下げることによって少し魅力を持ってもらう、やる気を出してもらうという方法もありではないかと思います。

そういうのはどうでしょうか。

○議長

これは先ほどの標準農作業料金表のところでもあったように、お互いに地主さんとの話で、「ただでいいよ」とか「半額でいいよ」とかは当然あることです。

それと今の「無償で」というのも使用貸借があります。地主が「ただでいいから作ってくれよ」ということであれば、農業員会を通して使用貸借という方法ができますので、農家でわからない方がいたら、委員、推進委員もそういう説明していただいてその辺まで進めてもらえればと思います。

他にありますか。

○K推進委員

伊関校区の小学校の前に遊休農地があつて2年ほどそのままでした。

非常に場所が良かったものですから、農地保全会の活動をして、去年はひまわりを植え、今年はチューリップを植えていました。

今、咲き始めていて、よく見に来られる方がいます。

保全会を利用して花を植える活動は、遊休農地の解消になるのでしょうか。

○議長

遊休農地と判断される前に景観植物を植えたりするのは解消になりますが、遊休農地になる前に対処した場合は、遊休農地の発生を防止したことになります。

○事務局

コスモスとかは、緑肥として植えたりします。緑肥として畑に混ぜ込んだ後、何を植えるかで農地としての活用となります。

肥培管理をして、利益があるのが農業ですので、景観植物を植えるだけであれば、農業ではなく、農地の保全管理になります。ただ、これも遊休農地の解消になると思いますが、県の農業会議に確認をしたいと思います。

○8番委員

あくまでも綺麗な遊休農地みたいなものではないですか。荒れた遊休農地なのか、綺麗な遊休農地なのかだけであつて、心が大事だと思います。

○6番委員

先ほど7番委員が言っていました、地域で農業をする人もだいぶ減ってきていて、農業委員会の言う荒れている農地を環境資源の保全事業で花を作りたいとなったときに、農業委員会の再生事業を使って事業を進めて、花を作ることができるのかということ。

環境資源の保全の仕事ですが、農業委員会の再生事業を使っていいのか、環境資源の事業と農業委員会の再生事業を組み合わせることができるのかということ。

○議長

例えばそこにみかんを植えたりブドウを植えたりして、そこが農業として成り立てば、大丈夫ですけれども、ただ、景観植物の花を植えるのは厳しいと思います。

○5番委員

国の目標では、国民が食べるための食料を作ってほしいというのが第一目標だからそれこそ見て楽しむだけで農地を使うのは、無駄遣いになるのではないですか。

○K推進委員

あくまで農地の再生にこだわるのかで、考え方によるのではないのでしょうか。

○10番委員

農地・水の事業の中には、遊休農地の解消を目的にすることもあるので、それに対する予算を取れるのだから、環境資源を利用するんだったら環境資源の予算を利用して、自分たちがやりやすいようにやった方がいい。農業委員会の再生事業は、農家がこの畑を再生するという目的で、農家は利益を求めるものだから、そこは切り離れた形でやるべきでだと思う。

ただ、保全会は、予算があるといっても、その地区によって限度額があるので、小さな地区は、そこまで手が回る場所もあるかもしれないけれども、年次計画みたい

な形でやろうと思えばできないことはないのですが、切り離して別に考えた方がいいと思います。

○議長

環境保全は全然いいんでしょうけれども、ただ遊休農地の解消は、遊休農地の面積を減らすということで、農地に再生すること、非農地にすること、その他で利用することが方法として考えられますが、全部、農業委員が活動として進めていいのか、事務局、調べてください。

○H推進委員

コスモスをやめて菜の花にして、油を採るのは大丈夫ですか。

○議長

それはOKです。

○5番委員

菜種を絞ったこともある。

○議長

国上は、菜種を作っていますよね。その辺まで含めてちょっと事務局で調べてください。

それでは今のはっきりしなかったところは事務局が調べるということで、議案第18号「令和7年度の最適化活動の目標設定について」の採決を行います。

今までの話を加味しまして、原案の通り賛成の委員の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、本案は承認することに決定しました。

以上をもちまして本日の事業は終了しました。

なお、農業委員会法第14条及び第24条において、農業委員、推進委員は「職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。」となっていますので、ご注意ください。

会 長 _____ 印

8 番 委 員 _____ 印

9 番 委 員 _____ 印